

質 問 回 答 書

件名 東京空港事務所航空機誘導車 1 台購入

番 号	質 問	回 答
1	仕様書の 1 0、装備品欄、④に記載のサイレンアンプですが、装備品②の青色回転灯ですと緊急自動車ではないのでサイレンアンプを装備することが出来ないと認識しておりますが、貴局は、運輸局、公安委員会などに特別に許可をいただいているのでしょうか？	「航空機誘導車」については、航空機事故等の際の空港及びその周辺区域の確認、危険が確認された場合の復旧までの通行禁止措置等を行う車両であり、サイレンアンプ及び青色散光式警光灯は上記活動の際の使用を想定しています。 サイレンアンプ等の備え付けにあたっては、ご認識のとおり東京都公安委員会からの緊急自動車の指定を受ける必要があります、これまでも同様の車両については緊急自動車として許可をいただいているところ、指定に係る申請手続き等については受注者に代行していただくこととしております。（仕様書10その他 (1)諸経費等 ②を参照）